

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年7月6日

【事業年度】 第90期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

【会社名】 マックス株式会社

【英訳名】 MAX CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒 沢 光 照

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

【電話番号】 03-3669-0311(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 北 谷 明 雄

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

【電話番号】 03-3669-0311(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 北 谷 明 雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2021年6月29日に提出いたしました第90期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第4 提出会社の状況

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの概要

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

3) 指名諮問委員会

4) 報酬諮問委員会

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

(訂正前)

3) 指名諮問委員会

当社は、取締役の指名について、透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員の過半数とする指名諮問委員会を2020年12月14日に設置し、当事業年度は3回開催しております。なお、取締役会は、取締役の指名を決議するにあたり、委員会の答申を尊重いたします。

指名諮問委員会は取締役の選任プロセス全般の妥当性及び適切性について審議し、取締役会に答申又は意見の申述を行います。委員は取締役会の決議により取締役から選任し、委員の過半数を独立社外取締役とします。なお、委員長は委員会で選定します。委員は黒沢光照、平田稔及び神田安積を選任し、委員長は神田安積を選定しております。

4) 報酬諮問委員会

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬等について、透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員の過半数とする報酬諮問委員会を2020年12月14日に設置し、当事業年度は2回開催しております。なお、取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等を決議するにあたり、委員会の答申を尊重いたします。

報酬諮問委員会は報酬決定プロセス全般それぞれの妥当性及び適切性について審議し、取締役会に答申又は意見の申述を行います。委員は取締役会の決議により取締役から選任し、委員の過半数を独立社外取締役とします。なお、委員長は委員会で選定します。委員は黒沢光照、平田稔及び神田安積を選任し、委員長は平田稔を選定しております。

(訂正後)

3) 指名諮問委員会

当社は、取締役の指名について、透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員の過半数とする指名諮問委員会を2020年12月14日に設置し、当事業年度は3回開催しております。なお、取締役会は、取締役の指名を決議するにあたり、委員会の答申を尊重いたします。

指名諮問委員会は取締役の選任プロセス全般の妥当性及び適切性について審議し、取締役会に答申又は意見の申述を行います。委員は取締役会の決議により取締役から選任し、委員の過半数を独立社外取締役とします。なお、委員長は委員会で選定します。委員は黒沢光照、平田稔及び神田安積を選任し、委員長は平田稔を選定しております。

4) 報酬諮問委員会

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬等について、透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員の過半数とする報酬諮問委員会を2020年12月14日に設置

し、当事業年度は2回開催しております。なお、取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等を決議するにあたり、委員会の答申を尊重いたします。

報酬諮問委員会は報酬決定プロセス全般それぞれの妥当性及び適切性について審議し、取締役会に答申又は意見の申述を行います。委員は取締役会の決議により取締役から選任し、委員の過半数を独立社外取締役とします。なお、委員長は委員会で選定します。委員は黒沢光照、平田稔及び木内昭二を選任し、委員長は木内昭二を選定しております。